

定 款

令和4年6月29日改訂

大和ハウス工業株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は大和ハウス工業株式会社と称し、英文では DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の請負、施工、設計、監理およびコンサルタント
2. 土地の測量および造成、土地建物の売買、交換、仲介、賃借、管理、鑑定およびコンサルタント
3. 仮設用ハウスおよびコンテナボックスの製作、解体移設、販売、賃貸ならびに輸出入
4. 不動産特定共同事業法に基づく事業
5. 不動産・有価証券に関する投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業
6. 第二種金融商品取引業
7. 建設資材、住宅設備・機器、エクステリア用品、室内装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入
8. 家具、家庭用電気製品の製造、販売、賃貸ならびに輸出入
9. 美術工芸品、宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ・光学機器、電子機器、楽器、玩具、遊戯具、文房具、事務用機械器具、コンパクトディスク、化粧品、衣料品、靴、鞄、自転車、自動車部品・用品、度量衡計器、スポーツ用品、釣具、動物、ペット用品、植物、園芸用品、インテリア用品、日用品雑貨の販売、賃貸ならびに輸出入
10. 図書の出版および販売ならびに輸出入
11. 航空機、船舶、自動車、自転車その他運搬用具の販売、賃貸および修理ならびにガソリンスタンド、駐車場および航空機・自動車の教習所の経営
12. ホテル・旅館等の宿泊施設、ゴルフ場・テニス場等のスポーツ施設、遊戯場・遊園地等の娯楽施設、結婚式場、食堂、レストラン、喫茶店、映画館、会議場、催物会場の経営および施設の賃貸
13. 旅行業
14. リース業
15. 動植物の飼育栽培ならびにその生産品の加工、貯蔵および取引

16. 煙草・酒類・印紙切手・医薬品・医薬部外品・石油化学製品・古物およびその他これに類するものの販売ならびに輸出入
17. 抵当証券の管理、売買および売買の媒介ならびに不動産金融に関するコンサルタント
18. 医療・介護・保健・衛生用機械器具の開発、販売、賃貸および輸出入
19. 病院、老人ホーム、療養施設の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護支援事業
20. 専門学校、各種学校、学習塾の経営および施設の賃貸
21. インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業および商取引ならびに情報処理サービス業
22. コンピューターシステム、プログラムおよびソフトウェアの開発ならびに販売
23. 各種市場調査の受託および経営コンサルタント
24. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険契約の締結の媒介
25. 食品・飲料水の加工、販売ならびに輸出入
26. 風力・太陽光・地熱の利用等による発電ならびに電気・熱の供給に関する事業
27. 水道・ガスの供給事業ならびに下水処理場等の運営管理
28. 工業所有権、著作権、ノウハウその他知的財産に関する権利の取得、利用方法の開発、使用許諾および販売
29. 廃棄物の収集、運搬、処理、資源再利用事業およびコンサルタント
30. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
31. 倉庫業、梱包業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、旅客自動車運送事業、港湾運送関連事業、通関業
32. 広告代理業および各種の宣伝に関する業務
33. 工作機械・器具および案内用ロボットの開発、製造、賃貸ならびに販売
34. 省電力、節水、環境等の技術分野に関する調査、研究の受諾ならびにコンサルタント
35. 金銭の貸付および金銭貸借の媒介・保証ならびにクレジットカードの取扱い業務
36. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は19億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。

(2) 臨時株主総会は隨時必要ある場合に招集する。

(3) 当会社は、感染症拡大や大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第14条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議をもって代表取締役が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長には社長があたる。社長差支えあるときは予め取締役会で定めた順序により他の代表取締役があたる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第22条 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- (2) 取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
- (3) 会社業務の指導と重要事項を諮問するため、相談役を置くことができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発する。但し、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当会社の監査役は 3 名以上とする。

(監査役の選任方法)

第 28 条 監査役は株主総会において選任する。

- (2) 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の 3 日前に発する。但し、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- (3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)

第2条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。